

最低制限価格等算定に係る端数の処理方法の公表について

令和4年2月1日
淡路市総務部管財課

1 概要

最低制限価格等を算出する際の端数の処理方法を公表し、入札の透明性を高めるとともに、入札参加者の受注機会の確保を目的とする。

2 実施時期

令和4年4月1日以降、入札公告又は入札通知を行うものから適用します。

3 端数の処理方法

項目	内容	端数の処理方法
最低制限価格算定式	別に公表したものによる	<p>① 直接工事費等の費目に、<u>それぞれ別に公表した係数を乗じて得た額の端数処理は整数止めとする。</u></p> <p>【計算の一部の例】 (建築工事の直接工事費×係数) $1,234,567 \times 0.873 = 1,077,776.\underline{994}$</p> <p>② 上記①の合計・・・・・・・・(A) 設計書工事(業務)価格・・(B) $(A) \div (B) = (C)$ (注)</p> <p>(注) ア <u>工事の場合、(C)に特例措置の0.03を加算し、上限は、0.9とする。</u> イ <u>(C)は、小数点第4位止めとする。</u></p>
総価契約の入札書比較価格の端数の処理方法 (最低制限入札書比較価格も同様とする)	<u>総価契約の入札に適用する</u> (自動車の購入等の税込入札を除く)	<p>① 実施額≥250万円 上記算定結果から万円未満切り捨て</p> <p>② 実施額<250万円 上記算定結果から千円未満切り捨て</p> <p>※ 上欄の算定の対象となる業務(工事)が複数ある場合は、設計書全体の実施額が上記①又は②による端数処理の対象額となる。</p>
上記以外の予定価格の端数の処理の方法	<u>上記以外の入札に適用する</u>	③ 予定価格の 端数の処理なし (最低制限価格は設けない)。

赤字：今回公表対象の内容 黒字：公表済の内容